



☆出願後、志願を変更する場合☆

日程：2月15日(水)～16日(木)午後4時まで

※志願する高等学校を変更する場合(変更は1度だけ)

※もし出願後に、志願を変更する可能性があるのであれば、事前に用紙を書いておくことをおすすめします。倍率が出てから書類をつくる場合、期間が短くあせってしまいます。ミスの原因になりますので、事前に担任の先生に相談しておいてください。また志願変更は必ず15日にすべて手続きを終了できるようにしてください。

志願を変更する方法

- ① 2月14日(火)までに「新しい願書(高校名は変更後の名前)」「志願変更願(様式10)」の清書を完成させ、担任の先生に提出をして、校長先生に職印をもらいます。
(13日には下書きが完成しているようにしましょう。また願書の収入証紙を貼る部分には「〇〇高等学校に2, 200円納入済」と記入します)
- ② 15日に保護者か本人が、志願変更前の高校に「志願変更願」「志願変更前の受検票」を提出します。提出後、高校から「84円切手の貼ってある封筒(自分で提出したもの)」「志願取消証明書」が交付されます。それらの書類を持って、志願変更先に出願しに行きます。もちものは「84円切手の貼ってある封筒(変更前の学校からもらったもの)」「願書」「志願取消証明書」「調査書」「学校独自の書類があれば」。出願後、受検票及び入学願書等受理証を受け取ります。担任の先生に受理証を提出してください。

※受検料について

- 県立高校 → 県立高校 の場合は、不要。
県立高校 → 市立高校 の場合は、現金で新たに2200円が必要。
市立柏高校 → 県立高校 の場合は、市役所で県の収入証紙2200円分を自分で購入
新しい願書に貼って、中学校で証明を受ける。

☆出願後、希望を変更する場合☆

※志願する高等学校を変更せずに「科」や「部」を変更する場合(変更は1度だけ)

※志願の変更と同様に事前に書類を作るようにしてください。

希望を変更する方法

- ① 2月14日(火)までに「希望変更願(様式12)」の清書を完成させ、担任の先生に提出をして、校長先生に職印をもらいます。
(下書きは13日までに提出できるように事前に準備してください。)
- ② 15日に保護者か本人が、高校に「希望変更願」「志願変更前の受検票」を提出します。提出後、高校から「希望変更許可書」が交付されます。その後、高校の指示により願書・受検票を訂正します。

※選抜の種類を変更する人は担任の先生まで相談してください。(上の変更方法とは少し異なります。)

連絡※検温を受検日(2月21、22日)の一週間前(2月14日)から必ず実施してください。
検査日前1週間程度からの行動履歴を聞かれる場合もあります。